	項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基 準 値	提出条件 ・備考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
	2258	CEA (癌胎児性抗原) 5D010-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	1~2	108 ① 生II	CLIA法	ng/mL 5.0以下		悪性腫瘍 転移性肝癌 炎症性疾患
	3108	TPA (組織ポリペプタイド抗原) 5D320-0000-023-051-01	血清0.6	1	冷蔵	3~4	110 生II	CLIA法	U/L 75.0未満	*01	悪性腫瘍 炎症性疾患
	2259	α-フェトプロテイン (AFP) _{5D015-0000-023-051-01}	血清0.5	1	冷蔵	1~2	110 生II	CLIA法	ng/mL 10以下		肝細胞癌 肝硬変 慢性肝炎
	3242	PIVKA-II定量 5D520-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	2~3	147 生II	CLIA法	mAU/mL 40.00以下		肝細胞癌 肝硬変 肝外性閉塞性黄疸 肝内胆汁うつ滞
腫	2451	DUPAN-2 5D170-0000-023-023-01	血清0.2	1	冷蔵	3~5	124 ① 生II	EIA法	U/mL 150以下	*02	膵癌 胆道系癌 肝癌
瘍	1093	エラスターゼ1 3B195-0000-023-062-01	血清0.5	1	(分離後) 凍結	3~5	129 ② 生Ⅱ	ラテックス免疫 比濁法	ng/dL 300以下	*02	膵癌 急性·慢性膵炎
関	2402	CA19—9 5D130-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	1~2	134 生II	CLIA法	U/mL 37以下		膵癌 胆道癌
	2486	SPan-1抗原 5D220-0000-023-006-01	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146 生II	IRMA法 (RIA固相法)	U/mL 30以下	*01	膵癌 胆道癌 胃癌
連	2489	NCC-ST-439 5D200-0000-023-023-01	血清0.6	1	冷蔵	3~4	124 生II	EIA法	男性 4.5未満 女性 50才以上 4.5未満 49才以下 7.0未満	*01	膵癌 胆道癌
検	2460	シアリルLe ^X ーi抗原 (SLX) _{5D175-0000-023-006-01}	血清0.2	1	冷蔵	3~5	152 生II	RIA 固相法	U/mL 38以下	溶血検体不可	肺腺癌 膵癌 卵巣癌
查	2266	サイトケラチン19フラグメ ント(シフラ) 5D325-0000-023-053-01	血清0.4	1	冷蔵	2~3	172 <mark>⑧</mark> 生II	ECLIA法	ng/mL 3.5 以下	*33	肺非小細胞癌 腺癌
	4921	ProGRP (ガストリン放出ペプチド前駆体) 5D550-0000-022-051-01	血漿0.6	13	冷蔵	3~4	175 4 生II	CLIA法	pg/mL 81.0未満	*01	肺小細胞癌
	2407	神経特異エノラーゼ (NSE) _{5D410-0000-023-053-01}	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146 4 生II	ECLIA法	ng/mL 16.3以下	溶血検体不可 *02	肺小細胞癌 神経芽細胞腫
	4840	抗p53抗体 5D560-0000-023-023-01	血清0.3	1	冷蔵	3~5	163 6 生II	EIA法	U/mL 1.30以下	*01	食道癌 大腸癌 乳癌
	5462	SCC抗原 (扁平上皮癌関連抗原) 5D300-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	3~5	110 生II	CLIA法	ng/mL 1.5以下	睡液・フケ・皮膚(表皮)・毛髪・爪などの 混入により高値傾向 を示す。 **02	肺癌 子宮頚癌 食道癌 皮膚癌

- ●尿中遊離型フコース、癌胎児性抗原(CEA)、DUPAN-2のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- ②悪性腫瘍の診断が確定していても急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のためにエラスターゼ1を行った場合は悪性腫瘍特異物質治療管理料とは 別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。
- ❸サイトケラチン19フラグメントは、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- ●ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) を神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- ❺抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。





	項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存(安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基 準 値	提出条件 ・備考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
	0457	CA54/61 5D155-0000-023-023-01	血清0.5	1	冷蔵	4~7	184 生Ⅱ	ELISA法	U/mL 12以下	*02	卵巣癌
	0458	CA602	血清0.5	1	冷蔵	4~7	190 ① 生II	ELISA法	U/mL 63以下	*02	卵巣良性腫瘍
	2403	CA125 5D100-0000-023-051-01	血清0.3	1	冷蔵	1~2	152 ① 生II	CLIA法	U/mL 35以下		卵巣癌 子宮頚癌 膵癌
腫	2488	CA72-4 5D150-0000-023-053-01	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146 生II	ECLIA法	U/mL 10.0以下	溶血検体不可 **02	卵巣癌 結腸直腸癌 胃癌 乳癌 膵癌
瘍	1256	シアリルTn抗原 (STn) _{5D153-0000-023-005-01}	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146 生II	RIA 固相法	_{U/mL} 45 .0以下	*01	卵巣癌 子宮頚癌 胃癌 膵癌
関	1464	CA15-3 5D120-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	1~2	124 ② 生II	CLIA法	U/mL 27以下		- 乳癌
	5503	BCA225 5D125-0000-023-023-01	血清0.2	1	冷蔵	3~5	165 生II	EIA法	U/mL 160 以下	*02	* +U100
連	2260	γ-セミノプロテイン (γ-Sm) _{5D310-0000-023-023-01}	血清0.6	1	冷蔵	3~4	194 生II	EIA法	ng/mL 4.0以下	溶血検体 高値傾向 **01	
検	1143	PSA (前立腺特異抗原) 50305-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	1~2	134	CLIA法	ng/mL 4.00以下		
查	4560	PSA-ACT (前立腺特異抗原- アンチキモトリプシン) 5D306-0000-023-023-01	血清0.6	1	冷蔵	3~4	生Ⅱ	EIA法	ng/mL 1.1以下	*01	前立腺癌 前立腺肥大症 前立腺炎
	4586	フリーPSA/トータルPSA 比 (PSA-F/T比) 5D308-0000-023-051-02	血清0.7	1	冷蔵	2~4	162 4 生II	CLIA法	下記参照	*01	
	4544	PSA (高感度) 5D306-0000-023-051-01	血清0.5	1	冷蔵	1~2	134 生II	CLIA法	ng/mL 4.00以下		
	5013	5-S-CD (5-S-シスチニールL-ドーパ) 5D350-0000-023-204-01	血清1.0	1	(分離後) 凍結	4~8		HPLC法	nmol/L 1.5~8.0	専用依頼書 にてご提出 ください。*02	悪性黒色腫

- ●CA125、CA130、CA602のうち2項目又は3項目を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。 子宮内膜症の検査のためにCA125、CA130、CA602を行った場合、治療前後に各1回を限度として算定する。
- ②シアリルLe^X (CSLEX) 抗原は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われるものに対して検査を行った場合に算定する。シアリルLe^X (CSLEX) 抗原とCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- ●診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われるものに対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA(前立腺特異抗原)の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ◆診療及び他の検査 (PSA等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

● [4586] フリーPSA/トータルPSA比 (基準値)

前立と			トータルPSA4.1~10.0ng/mLのグレーゾーンにおいて、 F/T比26.0%以下の場合、前立腺癌の高度疑い
基	準	値	トータルPSA:4.00ng/mL以下 フリーPSA:未設定 フリー/トータル比:26.1%以上





	コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存(安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基 準 値	提出条件 ・備考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
	5509	I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP) _{5C124-0000-023-001-01}	血清0.3	1	冷蔵	3~5	170 ① 生II	RIA (二抗体法)	ng/mL 4.5 未満	*02	悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患 骨形成状態の評価 骨粗鬆症の病態評価
腫	4616	I型コラーゲン架橋	血清0.6	1	冷蔵	3~4	16012	CIA:+	て≕≄四	*01	原発性副甲状腺機能低下症 骨パジェット病
	4580	N-テロペプチド (NTx) ₅₀₁₂₃₋₀₀₀₀₋₀₂₃₋₀₂₁₋₀₁ 50123-0000-001-021-01	尿2.0	2	(分離後) 凍結	4~6	生工	EIA法	下記参照	午前中の第二尿 をご提出ください。 ※01	悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患
瘍	4579	尿中デオキシピリジノリン (尿DPD) 5C146-0000-001-021-01	尿2.0	2	冷蔵	4~6	196 02 生II	EIA法	下記参照	午前中の第二尿 をご提出ください。 ※01	原発性副甲状腺機能亢進症 悪性腫瘍に伴う骨転移
関	4870	TRACP-5b 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ 3B222-0000-023-023-01	血清0.3	1	(分離後) 凍結	3~4	160 ③ 生II	EIA法	下記参照	*01	代謝性骨疾患 肺癌、乳癌、前立腺癌の 骨転移
連	4564	骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 38072-0000-023-052-01	血清0.5	1	冷蔵	3~4	165 478 生II	CLEIA法	下記参照	*33	悪性腫瘍に伴う骨転移
検	2487	塩基性フェトプロテイン (BFP) _{5D025-0000-023-023-01}	血清0.3	1	冷蔵	3~5	150 生II	EIA法	ng/mL 75以下	速やかに遠心 溶血検体不可 *02	原発性肝癌 肝炎 肝硬変 胆のう・胆管癌 腎癌 消化器癌
	4571	尿中NMP22 5D570-0000-001-023-01	尿5	55	冷蔵	4~6	155 6 生II	EIA法	U/mL 12.0以下	※01	膀胱癌
査	2177	可溶性IL-2受容体 (sIL-2R) 5J095-0000-023-023-01	血清0.2	1	冷蔵	3~5	451 ⑥ 生II	EIA法	U/mL 122~496	*01	成人T細胞性白血病 非ホジキンリンパ腫
	5049	1型プロコラーゲン-N-プロペプチド total-P1NP 5C120-0000-023-053-01	血清0.3	1	冷蔵	3~4	170 4 生II	ECLIA法	ng/mL M:18.1~74.1 F:閉経前:16.8~70.1 F:閉経後:26.4~98.2	ビオチンを投与している 患者(1 日の投与量 5mg 以上)からの採血は、投与 後、少なくとも 8 時間以上 経過してから実施してく ださい。溶血は低値の影 響あります。 ※01	骨粗鬆症 癌の骨転移

- ●I型コラーゲンCテロペプチド、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、オステオカルシン又は尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「□」を算定する。
- ② (1) I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 及び尿中デオキシピリジノリンは、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
 - なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
 - (2) I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)、オステオカルシン又は尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- ③酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。本検査をI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)、オステオカルシン、尿中デオキシピリジノリンと併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。

なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

- ◆骨型アルカリフォスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-ペプチド (IntactPINP)、I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) 及びALPアイソザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上をを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- ⑤尿中NMP22は、尿沈渣(鏡検法)により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
 - 尿中NMP22については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

尿中NMP22とサイトケラチン8·18(尿)を同時に実施した場合いずれか一方の所定点数を算定する。

- ⑥インターロイキン2受容体 (IL-2R) は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。
 - また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
- → ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- ③ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。



[4616] 血清中のNTxの正常参考値

[単位:nmol BCE/L]

男性(40~59才)	9.5~17.7
女性 (閉経前40~44才)	7.5~16.5
女性 (閉経後45~79才)	10.7~24.0

(判定基準) 骨粗鬆症薬	薬剤治療の指標
骨折リスクカットオフ値	16.5超
骨量減少カットオフ値	13.6以上

[4870]TRACP-5b	[単位:mU/dL]
男 性	170~590
女性(YAM)	120~420

YAM(若年者成人平均値) :健常閉経前女性(30~44才)で 確率された平均±1.96SDの範囲の値

[4580]I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)

[単位:nmol BCE/m mol·CRE]
[BCE:Bone Collagen Eguivalents]

参	男性(40~59才)	$13.0 \sim 66.2$
考値	女性(閉経前30~44才)	$9.3 \sim 54.3$
1110	女性(閉経後45~79才)	14.3 ~ 89.0

(判定基準)骨粗鬆症薬剤治療の指標					
	骨折リスクカットオフ値	54.3超			
	骨量減少カットオフ値	35.3以上			

(判定基準)悪性腫瘍マーカー治療の指	標
骨吸収亢進症の指標	54.3以上
副甲状腺摘出術の適応	200以上
悪性腫瘍 (乳癌、肺癌、前立腺癌)の 骨転移の指標	100以上

[4579]尿デオキシピリジノリン (DPD)

[単位:nmol/m mol·CRE

基準値	
男 性	2.1~5.4
女 性	2.8~7.6

(判定基準) 骨粗鬆症	定薬剤治療の指標
骨折リスクカットオフ値	7.6超
骨量減少カットオフ値	5.9以上

[4564] 骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) [単位:μg/L]

-20.0

F: 2.9~14.5 閉経前 3.8~22.6 閉経後

<各腫瘍マーカーの疾患別陽性率>

	悪性腫瘍																
腫瘍マーカー	食道癌	胃癌	結腸·直腸癌	肝癌	膵癌	胆囊·胆管癌	肺癌	腎癌	膀胱癌	前立腺癌	睾丸腫瘍	乳 癌	卵巣癌	子宮頸癌	甲状腺癌	神経芽細胞腫	悪性腫瘍の骨転移
CEA	0	0	0	0	0	0	0			Δ		0	\triangle		Δ		
BFP	0	Δ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0			
TPA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	Δ		
尿中遊離型フコース		Δ	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ										
AFP				0													
PIVKA-II				0	Δ	0											
DUPAN-2	\triangle	0	Δ	0	0	0	Δ					Δ					
エラスターゼ1	0	0	0	0	0	0	0										
CA19-9		0	0	0	0	0	0						0				
SPan-1	Δ	0	0	0	0	0	0					Δ					
NCC-ST-439	\triangle	Δ	0	0	0	0	Δ					0	\triangle	0			
SLX	\triangle	Δ	\triangle	0	0	0	腺癌○			Δ		Δ	0	\triangle			
CYFRA(シフラ)		Δ	0	Δ		0	扁平上皮癌◎					転移例○	\triangle	0			
ProGRP							小細胞癌◎										
NSE							小細胞癌◎									0	
SCC	0						扁平上皮癌◎						0	0			
CA54/61													0				
CA602													0				
CA125	\triangle	0	0	0	0	0	腺癌○					Δ	0				
CA72-4		0	0		0	0						0	0	Δ			
STN		再発例◎	0	Δ	0	0	Δ					Δ	0	0	Δ		
CA15-3	Δ	Δ	Δ				Δ					転移例◎	0	0			
BCA225		Δ	Δ	0	0		Δ					転移例◎	0	Δ			
γ-Sm										0							
PSA										0							
ICTP(CTX)																	0
NTx																	0
尿DPD																	0
骨型ALP(BAP)																	0
尿中NMP22								0	0	0				Δ			
抗p53抗体	Δ		Δ									Δ					

特に有用性が認められる。あるいは陽性率が高い。

陽性率:1~24%(△),25~49%(○),50%以上(◎)

有用性が認められる。

腫瘍マーカー

(1) 腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定または転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

- ア.急性および慢性膵炎の診断および経過観察のためにエラスターゼ1を行った場合
- イ.肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎またはHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、 α -フェトプロテイン (AFP) ,またはPIVKAIIを行った場合 (月1回に限る)
- ウ.子宮内膜症の診断または治療効果判定を目的としてCA125、CA130またはCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る)
- エ.家族性大腸腺腫症の患者に対して癌胎児性抗原(CEA)を行った場合
- (2) CA125、CA130、CA602のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (3) 上記 (1) にかかわらず、CA125、CA130、CA602は、1つをB001特定疾患治療管理料の [3] 悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1 又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

悪性腫瘍特異物質治療管理料

- 1) 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 2) 悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- 3) 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- 4) 「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。 ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号 「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当 該初回月加算は算定できない。
- 5)区分番号「D009」腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- 6) 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(本通知の腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
- 7) 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

〈検体検査実施料と悪性腫瘍特異物質治療管理料〉

検査項目名	悪性腫瘍であ	ることが強く疑われる患者	悪性腫瘍であると既に診断が確定した患者				
快直块日石 	検	体検査実施料	悪性腫瘍特異物質治療管理料				
尿中BTA	80点		220点				
癌胎児性抗原 (CEA)	108点		====				
α-フェトプロテイン (AFP)							
組織ポリペプタイド抗原(TPA)	110点						
扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)							
DUPAN-2							
NCC-NT-439	124点						
CA15-3	121/11						
前立腺酸ホスファターゼ抗原 (PAP)							
エラスターゼ1	129点						
前立腺特異抗原 (PSA)	134点						
CA19-9	104///						
CA72-4							
SPan-1	146点						
シアリルTn抗原 (STN)							
神経特異エノラーゼ (NSE)		_					
PIVKA-I平定量	147点						
PIVKA-II定量 塩基性フェトプロテイン (BFP)		-					
塩金性フェトフロデイン (BFP) CA50	150点						
SPUNLex-i抗原 (SLX)		_					
シアウルにe^-lf.lilililililililililililililililililil	152点		1項目 360点				
Kマトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)		-	2項目以上 400点				
核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性(尿)	155点	2項目 230点					
サイトケラチン8・18 (尿)	160点	3項目 290点	初回月加算 150点				
遊離型PSA比 (PSA F/T比)	162点	4項目以上 420点	当該初回月の前月に腫瘍マーカー				
抗p53抗体	163点	4块日以上 420点	検査実施料の所定点数を算定して				
BCA225	165点	-	いる場合は、当該初回月加算は算				
シアリルLe×抗原 (CSLEX)		-	定できない				
I型プロコラーゲン-C-プロペプチド (PICP)	470-		,23231				
I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP)	170点						
SP1							
サイトケラチン19フラグメント (シフラ)	172点						
ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	175点						
CA54/61	184点						
癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)	TO+M						
遊離型フコース (尿)							
CA602	190点						
α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)							
γ-セミノプロテイン (γ-Sm)	194点						
CA130	200点						
ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント(HCGβ-CF)(尿)		-					
膵癌胎児性抗原(POA)	220点						
可溶性メソテリン関連ペプチド		-					
癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	314点						
癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	320点	-					
HER2蛋白 (乳頭分泌液)、HER2蛋白 可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	451点	-					
引治はコンターロイキノ-2レビノター (SIL-2N)	401品	<u> </u>					